

厚生・産業常任委員会資料
平成26年(2014年)2月12日
健康福祉部 健康福祉政策課
医療福祉推進課
医療保険課
子ども・青少年局

社会保障制度改革に伴う 福祉医療制度の見直しについて

平成26年2月
滋賀県健康福祉部

国の見直し(案)

70～74歳の患者負担特例措置の見直し

○ 70～74歳の者の患者負担は、現在、2割負担と法定されている中で、平成20年度から毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結している。

○ 高齢者医療制度改革会議 最終とりまとめ(平成22年12月20日) 一抄一

「新たな制度の施行日以後、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担とする」⇒ 個人で見た場合、負担が増える人が出ないような方法

○ 社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日) 一抄一

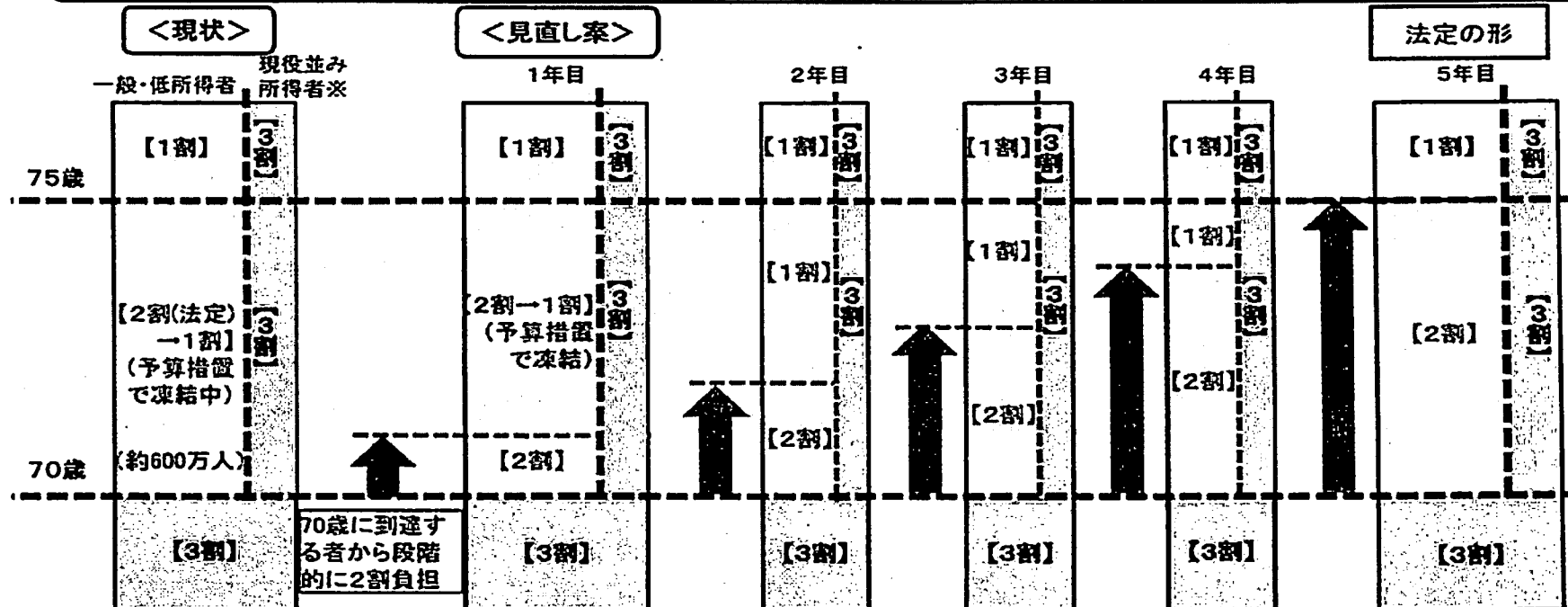
暫定的に1割負担となっている70～74歳の医療費の自己負担については(略)、世代間の公平を図る観点から止めるべきであり、政府においては、その方向で、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」のとおり「早期に結論を得る」べきである。その際は、低所得者の負担に配慮しつつ、既に特例措置の対象となっている高齢者の自己負担割合は変わることがないように、新たに70歳になった者から段階的に進めることが適当である。

○ 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子(平成25年8月21日閣議決定) 一抄一

(6) 持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

③ 保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について次に掲げる措置

イ 低所得者の負担に配慮しつつ、70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担との観点からの高額療養費の見直し



※ 現役並み所得者

国保世帯: 課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯、被用者保険: 標準報酬月額28万円以上の70歳以上の被保険者及びその被扶養者(ただし、世帯の70歳以上の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満、70歳以上の被保険者が1人の場合は383万円未満)の世帯は除く

65～69歳老人(低所得老人)

受給要件:65歳から69歳で市町村民税非課税世帯の老人

所得制限:市町村民税非課税

給付内容:保険適用総医療費から、保険給付の額を控除した額を給付

ただし、高齢者医療確保法の例による本人一部負担金相当額(1割)を控除

[医療保険の本人3割負担のうち、1割を本人が負担、2割を福祉医療で助成]

※ひと月あたりの自己負担限度額を設定。外来8,000円(12,000円)、入院+外来24,600円(44,400円)。

※給付実績(H24年度)

対 象 者: 5,363人(月平均助成対象者)

補助基本額:301,479千円(県1/2、市町1/2)

ひとり暮らし高齢寡婦

受給要件:65歳から69歳で、ひとり暮らし寡婦に該当する者

所得制限:老齢福祉年金の所得制限を適用

給付内容:保険適用総医療費から、保険給付の額を控除した額を給付

ただし、高齢者医療確保法の例による本人一部負担金相当額(1割)を控除

[医療保険の本人3割負担のうち、1割を本人が負担、2割を福祉医療で助成]

※ひと月あたりの自己負担限度額を設定。外来8,000円(12,000円)、入院+外来24,600円(44,400円)。

※給付実績(H24年度)

対 象 者: 100人(月平均助成対象者)

補助基本額:7,700千円(県1/2、市町1/2)

社会保障制度改革に伴う影響

— 70～74歳の医療費窓口負担(1割)を、本則の2割負担へ —

低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦の医療費負担

現 行

60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
3割負担	1割負担 (本則3割) 福祉医療 2割補助	1割負担 (本則2割) 特例措置 1割軽減	1割負担
保険給付			

特例措置
(法律上は2割負担)

国の見直し後

60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
3割負担	1割負担 (本則3割) 福祉医療 2割補助	2割負担	1割負担
保険給付			

本則に基づき、2割負担となる予定。

今後の取扱いが課題

現制度では、国の見直し後、70歳～74歳の期間が2割負担(その前後は1割負担)となり、年代間での不整合が生じることとなる。

福祉医療の見直しに関する協議経過

●市町事務担当会議

- 平成25年11月21日(木)「市町担当者会議」
- 平成25年12月25日(水)「市町担当課長会議」
- 平成26年 2月 6日(木)「市町担当部課長会議」

●市長会「社会文教部会」

- 平成26年 1月 8日(水)
- 平成26年 2月 6日(木)

●町村会「総会」

- 平成26年1月21日(火)

第19回自治創造会議(平成26年2月10日)における集約事項

●自己負担割合について

- 65歳～69歳 … 1割から2割に引き上げる。
- 70歳～74歳 … 1割負担とする。

●実施時期について

平成26年8月とする。

見直し(案)

自己負担割合

- 65歳～69歳
 - ・自己負担割合を、これまでの1割から2割に段階的に引き上げる。【負担見直し】
- 70歳～74歳
 - ・国の見直しに関わらず1割負担を維持する。
(国の制度見直しにより、2割負担となった人に対して新たに助成を行い、1割負担に据え置く【対象拡大】)

見直し時期

- 平成26年8月とする。
 - ・長期間にわたって年代間の不均衡が生じることがないように、速やかに見直しを実施する。
 - ・福祉医療受給券は8月が更新時期となっており、円滑な制度移行のため、8月実施とする。

(歳)

75	1	1	1	1	1	1	1
{	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1
70	1	1	1	1	1	1	1
{	1	1	1	1	1	2	2
	1	1	1	1	2	2	2
	1	1	1	2	2	2	2
	1	1	2	2	2	2	2
64	1	2	2	2	2	2	2
	3	3	3	3	3	3	3
	1年目			～		5年目	・・・

 : 福祉医療により1割分助成
 : 福祉医療により2割分助成

制度見直し後、個人で見た場合、負担が増える人が出ないこととする